

別添 2

都内で整備される主な施設の耐用年数表（令和2年度）【抜粋】

東京都産業労働局農林水産部

施設名	処分制限年数（年）	種類	分類・根拠	備考欄
農産物直売所	39	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 店舗用のもの	
	22	建物	木造又は合成樹脂造のもの 店舗用のもの	
農産物加工場	38	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	
	31	建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。） 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの その他のもの	骨格材の肉厚により処分制限期間が変わる
	15	建物	木造又は合成樹脂造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの その他のもの	
冷蔵庫（保冷库）・冷蔵施設	24	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用ものを除く。）	
	9	建物	木造又は合成樹脂造のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの	
	6	器具及び備品	家具、電気機器、ガス器具及び家庭用品 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス器具	
自動車 （移動販売車、キッチンカー、冷蔵車を含む。）	4	車輛及び運搬具	前掲のもの以外のもの 自動車（二輪又は三輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいう。）	
	6	車輛及び運搬具	前掲のもの以外のもの その他のもの その他のもの	
自動販売機	5	器具及び備品	前掲のもの以外のもの 自動販売機（手動のものを含む。）	
食料品製造業用設備	10	機械及び装置		食品加工機械
農産物選別機、調整機・仕上げ機、洗浄機、結束機、包装機・袋詰め機	7	機械及び装置	農業用設備	

根拠：原価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）
最終改正：令和二年六月三十日財務省令第五十六号）